家永三郎『裁判批判』

第四回裁判司法勉強会用資料1

2015年2月8日

巫召鴻

序論 問題の由来と研究の意義 第一章 裁判批判の定義と分類 第一節 裁判批判の定義

裁判批判を論じるためには、裁判批判とは何かを明確にしなければならない。

- 1. 裁判批判から除くべきもの
 - まず裁判批判に類似して、裁判批判に含むことができないものを除外する。
 - ① 裁判批判は、具体的な裁判(単数の裁判とは限らない)を批判する行為であり、裁判制度を抽象的に批判する行為は除く
 - ② 裁判批判は批判の対象となる当該裁判に対して、外から加えられる批判であり、 当該訴訟手続の一部として行われる行為は裁判批判から除く 抗告、忌避、異議申立、最高裁判決の少数意見、上訴審判決などは、裁判批判 の範疇から除く。ただし、ある裁判に関連して提起される別個の裁判は、裁判批 判の一形態とみるべきである。
 - ③ 裁判批判は説得を目的とするものであり、暴力による強制は裁判批判の名に値しない。

たとえば、裁判官に脅迫状を出したり、訴訟関係人に暴行を加えようとするような行為は、批判とはいえない。

2. 権力者の裁判に関する意見表明について(権力者の批判)

国家権力の意思決定機関または執行機関の構成員である公務員の発言は、直接間接に権力を背景とした物理的・心理的強制力を伴うものであるので、純然たる批判とはいえないが、一応、裁判批判に準ずるものとして、さらに詳しく検討する。

3. 裁判批判の対象

裁判とは、厳密にいえば、裁判所または裁判官の意思表示行為のみを指す。しかし、 裁判に関係する裁判官以外の人、たとえば、警察官・検察官・証人・鑑定人等の行為 が不法・不当であり、裁判官がこれを支持した場合には、批判はさかのぼってそれら 訴訟関係人に及ぶ。したがって、裁判批判の対象は「裁判所または裁判官の意思表示 行為」だけではない。

4. まとめ

裁判批判とは、当該訴訟手続により行われる行為の全部または一部に対し、説得の

目的を持ってその可否を主張する行為であると定義できる。

第二節 裁判批判の分類

裁判批判を、批判の時期、主体、対象、方法、結論の五つの規準にしたがって分類する。

1. 時期による分類

一部の論者は、確定前の裁判に対する批判は裁判官に予断を与えるから許されないと主張するが、裁判批判は誤判の防止を目的とする行為であり、確定後では間に合わないので、このような議論は認められない。

2. 主体による区別

批判の主体が、

- ・裁判の当事者であるか否か
- ・法律の専門家であるか否か

などの区別があるが、それらの区別はいずれも裁判批判の主体たる適格性に関する意味を持たない。

これに対し、主体が権力者であるか私人であるかの区別は絶対的に重要である。権力者とは、裁判官の利害に関する権限を有し、裁判官の判断に影響力をもつ人物であり、単なる公務員という意味ではない。ところで、日本国憲法の定めにおいて、日本国の権力は国民に由来するものであるとされるが、国民は権力者ではない。

なお、アメリカのような日本国の権力について強い影響力をもつ外国の権力者の裁判批判についても、日本国の権力者のそれと同等の性格を有すると考えるべきである。

3. 対象による区別

批判の対象として

- ・民事訴訟か刑事訴訟か
- ・訴訟関係人のうちの誰の行為に対する批判であるか 裁判官に対する批判か、その他の訴訟関係人に対する批判か
- ・裁判官に対する批判であっても 判決に対する批判か、訴訟指揮などに対する批判か
- ・判決に対する批判であっても

事実認定に対する批判か法律論や裁量の当否に対する批判か

というような区別をあげ、これらのいずれかの部分の批判は許されるが、他の部分は 許されないというような主張がある。しかし、そのような主張には同意しない。すべ ての対象にわたり同一の原理を適用すべきである。つまり、この区別は意味がない。

4. 方法による区別

裁判批判には、言論、出版、演劇、映画、集会、集団行進のような表現の自由権や 請願権の行使という形態をとるもののほかに、権力行使あるいは権力発動を求める法 定手続という形で行われるものがある。このような形態の裁判批判には、以下のよう なものがある。

- ・ 検察官が証人を偽証罪で逮捕して、証言を無効にしようとする
- ・ 最高裁判所が下級裁判所の裁判における訴訟指揮を非難する通達を出す(最近は、このような通達を出さずとも、最高裁の意向に沿わない判決を書く裁判官は 絶滅したとも言われている)
- ・ 裁判について、裁判官を訴追請求すること
- 最高裁判事に対する国民審査

5. 結論による区別

裁判批判には、対象に肯定的評価を与えるものと否定的評価を与えるものが(あるいは結論のないものも)ある。松川裁判などにかかわる裁判批判論争において、裁判批判制限論者のなかで、肯定的評価と否定的評価の区別を「建設的批判」と「破壊的批判」などと表現して、前者のみを可とするというような主張を展開した人がいたという。もちろん、このような議論は成り立たない。

第二章 裁判批判の限界

第一節 許されない批判

裁判批判を否定すると思われる論者でも、ある種の裁判批判は認めてもよいという考え にもとづく場合が多い。

[例 1]

1959年6月14日付けの読売新聞の田中耕太郎と中山伊知郎の対談で、田中は東京地裁砂川判決(伊達判決)を非難する中山伊知郎の意見に同感し、同判決の法律解釈に批判が出るのは当然であると暗示し、その種の「純然たる批判なら」「歓迎すべき」と語った。家永は、結局、自分に都合のいい批判ならば歓迎するということで、語るに落ちたものだと評している。

[例 2]

八海事件第一審の裁判長だった藤崎。酸。は、著書『八海事件 裁判官の弁明(一粒社、1956年)』で「裁判に対してだけは、其の独立が保障され、立法、行政、其他何人と雖も、圧迫、批判、干渉をしてはならないという規律が存する」と言っておきながら、最高裁で自分の原判決(有罪)が破棄されると、最高裁判決に対する批判を公表し(『判例時報』昭和32年11月21日号)、差戻審で無罪判決が出ると、これも批判した(『判例時報』昭和34年10月27日号)。家永は、これを、自分で裁判批判を否定した本人が裁判批判を行うという、矛盾した振る舞いだと評した。

つまり、裁判批判賛成と反対の議論は、実際には裁判批判の限界をどこにおくかという 議論であり、その限界をどこに引くか、なぜそこに限界を引くのかを明確にすることが、 中心の争点である。それは、裁判批判の範囲の中で、どのような批判が許されないかを明 らかにすることである。

1. 権力者の批判

批判は説得を目的とするものであるが、権力者の批判は強制力を伴うので、これは限界外にある。つまり、権力者の批判は許されない。裁判批判否定論者の中には、批判が裁判官を圧迫することになると力説する人が多いが、強制力を持たない私人の批判が裁判官を圧迫することはない。暴力に訴えれば圧迫できるが、それはもはや批判ではない。

強制力を有する権力者の言動は、実際に強制力を使用する場合はもちろん、使用しない場合でも潜在的強制力の威力により、批判の対象を圧迫するのであるから、権力者は裁判批判の主体になる適格性がない。

家永は、権力者の批判が裁判官を圧迫する具体例を摘示する。

① 行政府による訴訟関係人の圧迫

裁判官の任官については、内閣に指名権あるいは任命権があるが¹、もっかのところ、内閣は裁判官の人事について、最高裁の指名等を拒否しないことになっているので、この面での圧迫は考慮の外においてもよい。

行政府は刑事訴訟においては原告となり、行政訴訟や民事訴訟で当事者ともなるが、当事者としての裁判批判がただちに裁判官を圧迫するとはいえない。ただ、行政府の財力、マンパワーは私人と比較にならないほど強大であり、また日本では権力者が大きな権威をもち、しかも、行政府は私人の負担する税によって支えられているので、行政府が国費を支出して、租税負担者である私人に対する訴訟について、訴訟外で積極的な宣伝を行うことは、問題である。たとえば、下山事件・三鷹事件・松川事件のときに、政府首脳や検察官等が声明や記者会見において、共産党員の計画的犯罪であるかのような宣伝をくり返したことは、許しがたい所業である。

刑事訴訟における検察の姿勢にも、さまざまな問題がある2。

② 立法府による裁判官の圧迫例

¹ 最高裁長官は内閣が指名し天皇が任命。その他の裁判官は内閣が任命。

² 今日でも、警察・検察の不適切な捜査が冤罪を発生させるという指摘は多いが、家永のあげる事例は、はるかに露骨であからさまである。1952年7月28日、山梨県某簡易裁判所での窃盗事件の公判で、2人の証人が警察での調書と違った証言をしたところ、副検事が現行犯で逮捕すると大声で言い、傍聴席の検察事務官が手錠をガチャガチャさせて威圧、証言終了後、証人を勾留したという。広島高裁で1958年から59年に行われた八海事件の差戻審では、検察官が弁護側に有利な証言をした三人の証人を公判継続中に偽証罪で逮捕・勾留の上、起訴して検察側に有利な証言をさせたという。

立法府は国政調査権の行使または裁判官弾劾に関する権限の発動により、制度的に裁判官を圧迫する危険がある。

[例1] 国政調査権による圧迫

1948 年 5 月 6 日、参議院法務委員会は、「裁判官の刑事事件不当処理等に関する調査」を行うことを決議し、そのひとつとして浦和充子に対する殺人被告事件を調査、翌年 3 月 30 日に「この事件について裁判所のなした事実認定は失当で、量刑も軽すぎる」と決議した3。

これに対し、最高裁が「憲法上国会に許された国政に関する調査権を逸脱する 措置」であるとの申し入れを行ったが、参議院法務委は司法権の独立はいかなる 批判も免れうるものではないと反論した。家永は、参議院法務委のような権力機 関が裁判批判を行うべきではなく、最高裁の主張を是としている。

[例 2] 弾劾裁判に関する権限による圧迫(吹田黙祷事件)

1953 年 7 月 29 日の大阪地裁吹田事件4公判で、佐々木哲蔵裁判官が被告人らの 黙祷と拍手を制止しなかったことに関し、裁判官訴追委員会が訴追の嫌疑がある として調査を開始した。これについて、大阪地裁裁判官会議が「裁判に影響する」 として最高裁に善処を求め、最高裁は 1954 年 7 月 19 日、訴追委員会に対して「現 に裁判所に係属している訴訟事件につき訴訟指揮に関する当否につき訴訟事項と して調査を為すことは、司法権の独立を侵害するおそれ」があるとして要望書を 出したが、訴追委員会は調査を続け、佐々木判事の訴訟指揮は訴追事由に該当す るが、その後の改善が見られるので訴追を猶予するとの決定を出した。

家永は、これを弾劾裁判権の濫用による司法権の独立を侵害した顕著な例であると評している。

[例3] 弾劾裁判に関する権限による圧迫(高知県教組員拘置請求却下事件)

1958年12月19日、高知地裁の中川敏男判事補が、高知県教組山原副委員長らの拘置請求を却下する決定を行ったのに対し、自由文教人連盟に属する古味繁という人が中川判事補の訴追を請求し、訴追委員会はこれについて調査のため、菊池養之輔委員を派遣して、中川判事補の出頭を求めて調査を行った。

³ 1948 年 4 月 7 日に、夫が妻子を顧みずに家屋宅地全財産を処分して賭博にふけっていたことを悲観した妻(浦和充子)が親子心中をはかり、3 人の子供を殺したが、自らは死に切れず自首した。浦和地裁は[犯行動機などに情状酌量すべき点があるとして、懲役3年執行猶予3年の判決を下した。

⁴ 朝鮮戦争さ中の1952年6月24日、大阪大学豊中キャンパスで「伊丹基地粉砕・反戦独立の夕」が開かれ、デモ行進後に、200人以上が逮捕され、111人(1人は公判中に死亡、1人は韓国に強制送還後不明)が騒擾罪で起訴された。1953年7月29日の一審公判の冒頭、被告らが朝鮮戦争の休戦を祝う拍手と朝鮮人犠牲者に対する黙祷を行いたいと申し出たところ、佐々木裁判長はこれを制止しなかった。

家永はこのような例をあげて、弾劾裁判の事由には、裁判の内容に関する問題は 含まれないと解すべきであり、訴追委員会が裁判の内容に関する調査を行なうこと は司法権の独立を侵害するものであるとした。

③ 司法府内部での裁判官への圧迫

日本国憲法制定後の、現在の司法制度下では、裁判に影響を及ぼす権力の行為と してもっとも深刻な影響力を有するのは、行政府や立法府ではなく、司法府内部で の裁判官圧迫である。明治憲法の時代には裁判官の人事権が行政府である司法省に あり、裁判官に対する行政府の圧迫の排除が必要とされた⁵。このことを意識して、 日本国憲法の下で制定され、運用されるに至った司法制度では、ほとんどすべての 司法行政権(最高裁判事の任命権を除く)が最高裁判所に集中して与えられるよう になった。司法行政は裁判官の独立性を侵害してはならないとするのが法の理念・ 規定であるが(日本国憲法 76条、裁判所法 81条)、この理念は踏みにじられている。 最高裁判所に集中する強大な人事権による裁判官統制と、キャリアシステムとして 官僚組織化された裁判所の運用により、裁判官の独立性は日本国憲法下において明 治憲法下よりも、弱体化している。

たとえば、明治憲法下では裁判官は終身官であり、人事権をもつ司法省といえど も、法定理由がなければ罷免できなかったのだが、日本国憲法での規定のもとでは、 最高裁判所は10年ごとに気に食わない裁判官を裁判所の外に放り出す裁量権をもつ ようになった。また、司法行政権を与えられ、「独立」した裁判所の機構においてヒ エラルキーが形成され、権力からの独立性が保障されるどころか、裁判官はヒエラ ルキー内での上位要素に規制され、自らは組織内の官僚として、上位に昇進するこ とを生涯の目標とすることになるような状況になった。

最高裁判所は官僚としての裁判官の境遇を決定し、左右する絶対的な権限を有す る存在となり、裁判官の職にあるものは最高裁判所の意向を無視することはできな いというのが現状である。このような状況は、昨今の裁判官経験者や司法の研究者 が頻繁に指摘するものであるが、家永三郎は1959年の著書で、日本国憲法下におけ る裁判所の制度と、当時すでに行われていたそのような運用形態について、司法内 部での裁判官に対する圧迫の問題点を指摘している。

家永は、司法府内で裁判官への圧迫が行われる種類として、司法行政監督権の濫 用によるものと、「個人的見解」という形でのものという二つを示し、具体例を挙げ ている。

⁵ 天皇機関説で有名な美濃部達吉は、著書で、司法省に人事権を握られていた明治憲法下の司法について、 裁判官は「或ル程度ニ迄政府ノ勢力ニ支配セラルルコトヲ免レズ」「裁判官ノ独立ハ重要ナル制限ヲ受」ける と論じた。

(イ) 司法行政監督権の濫用による圧迫の例

【吹田黙祷事件に関する最高裁の通達】

前述の吹田黙祷事件について、1954年(昭和29年)9月6日に、最高裁は「法 廷の威信について」と題する通達を全裁判官宛に送り、佐々木裁判長の前記 訴訟指揮は「まことに遺憾としなければならない」との意思表示を行った。

【法廷秩序維持法・規則を解説する部外秘の通達】

最高裁事務総局は、1952年1月25日付けで、「法廷等の秩序維持に関する法律・法廷等の秩序維持に関する規則一解説一」という通達を各裁判所の長に配布し、長から各裁判官に伝達するよう依頼した。その内容は、「審理の進行上摩擦を避けようとするの余り、消極的退えい的態度に堕することなく一時の混乱を賭しても法廷の秩序と裁判の尊厳を堅持」して、当事者の発言禁止、退廷命令などを乱発することを勇ましげに奨励しているもので、おまけに、この通達には、「外部に漏れることのないようにお取り扱い願います」という注意書きがあったという。このような通達が出されたということは、当時、被告人などの当事者の主張を法廷において辛抱強く聞こうとする裁判官がいたことを示すものと思われる。

家永は、裁判官の自由裁量権を侵害する権力者の批判であると評している。

【田中耕太郎最高裁長官(当時)の訓示】

松川事件当時の最高裁長官田中耕太郎は、裁判批判論争の発端となった「雑音」訓示において、「我々裁判官としては、世間の雑音に耳をかさず」云々と述べた。家永は、「訴訟外批判に耳をかすかかさないか、それらから何ものかを学ぶか学ばないかは…中略…裁判官の良心の自由に属するものであって、最高裁判所からかれこれと指示されるべき事がらではない」と批判した6。

同氏は、1952 年 1 月の全国刑事裁判官会同における訓示で、「訴訟指揮に任ずる裁判官は、審理の円滑な進行に努力すること勿論でありますが、摩擦波瀾を回避せんとするの余り、消極的退えい的態度に終始するごときは裁判の目的達成を不可能ならしめるばかりでなく、延いては裁判の権威の著しい失墜を招来するのであります」と述べ、刑事訴訟法 294 条で裁判官に与えられている訴訟指揮権への事前の介入を行った。

(ロ)「個人的意見」という形での裁判官への圧迫

田中耕太郎氏は、訓示にとどまらず、さまざまな問題発言を、「個人的意見」として、あちらこちらで行っていたようである。家永は、次のような例を挙

_

⁶ 参考文献[1]、35ページ

げて、司法内部の権力者である最高裁長官がこのような見解を公にすること は、裁判官の独立性に対する、悪質な圧迫であると評している⁷。

【表明した個人的見解の例】

- 特殊事件に関し往往法廷秩序の維持が完全ではなかった。
- 凶悪犯罪についての刑の量定が軽きに失する傾向はないか
- ・ 「個人的論文」で、共産主義諸国を「国際的ギャング」と罵り、「国際的ギャング」に対抗してアメリカ等の諸国との連携を固くする政治的信念をもつこそ、裁判官に不可欠の条件であり、「これに対し信念を欠き、又懐疑的な者は裁判官として適当であるとは言え」ず、「安んじてその地位に止まり得ないわけである」などと書いたという。

2. 根拠のない批判

家永は、裁判批判は合理的な理由にもとづいて行われるべきであり、根拠のない批判は許されないとする。さらに、名誉毀損罪を定める刑法 230 条および 230 条の 2 に触れ、「真実であることを証明できない事実を公表して他人の名誉を毀損したときには、公共の利害に関する事で公益を目的とする場合でも、犯罪を構成されると規定されているが、この立法趣旨はそのまま裁判批判に適用できると思う」と書いている。

家永は、このような根拠のない批判の具体例を二つ示している。

・菅生事件8判決に対する非難

1958 年 7 月、「日本政治経済研究所」なるものが、「菅生爆破事件―嵐の中の真実を解明する―」と題するパンフレットを発行し、無罪が確定していた三鷹事件や最高裁で係争中だった松川事件がすべて共産党によるテロ事件であると主張、菅生事件も同様だとして、福岡高裁の無罪判決を非難した。

・砂川事件伊達判決に対する罵倒記事

1959 年 3 月 31 日付けの毎日新聞に、金森徳次郎という人物が砂川事件地裁判決(伊達判決)を批判する談話が掲載されたが、そこでは「ともかく裁判などというものはよほど甲羅を経た人間がやるべきものだ。若い人9にまかせたのでは危なくて仕様がない」「それに安物にいい物はないのだから裁判官の給料を上げてやることも必要だ」などと、伊達秋雄裁判官を罵倒した。家永は、「かような理由のない罵詈は、前者とはまた違った根拠のない裁判批判というべく、許容されない」と

⁷ 前掲書、35-37ページ

 $^{^8}$ 1952年6月2日に大分県菅生村の駐在所が何者かに爆破され、共産党員5名が逮捕され、一審有罪になったが、その後、警察が組織的にしくんだ自作自演の事件であることが弁護士や報道機関の調査で明らかになり、福岡高裁で全員無罪になった。

⁹ 砂川事件地裁判決を書いた伊達秋雄は 1909 年生まれ、当時 50 歳になっていた。この放言の主の金森徳 次郎は 1886 年生まれで、伊達より 23 歳年上。

評している。

ただし、複数の人が裁判批判をするときに、個々の主体すべてが個別的に批判の根拠を「具有」する必要はない。たとえば、松川事件の広津和郎の裁判批判を大衆が支持して、裁判批判の運動が展開されたときに、運動に参加している人々がすべて裁判資料などを読んでいなかったとしても、その運動が根拠のない裁判批判であるとはいえない。

3. 不法・不当な方法による批判

- ・ 暴力を随伴する批判は批判の名に値しない。
- 権力者の裁判批判が許されないのは、強制力を随伴するためである。
- ・ 暴力といえないにせよ、他人の私生活を侵害するような形で行われる、裁判官 への電話・電報戦術、面会強要等は不可である。
- ・ 映画、演劇、集団行動等の方法は「最早批判ではなく、プロパガンダである」から裁判批判として認めがたいと主張する人もいるが、それには賛同できない。
- ・ 表現方法の如何にかかわらず、表現の自由の内在的制約を超えないかぎり、表 現の自由は保障されるから、この範囲にある限り、裁判批判は許容されるべきで ある。
- ・ 表現の自由の内在的限界をどこに求めるかについては、「明白かつ現在の危険¹⁰」 がある場合に限り、限界を超えていると判断すべきである。

【限界を超えた表現に当たる場合の例】

- ・ 集団行進による裁判批判が長時間にわたり正常な交通を麻痺させるごとき乱脈 に陥った場合
- ・ 裁判所構内に侵入して喚声をあげ審理を妨げたりするような場合

4. 結語

世間では、次のような、さまざまな限界論が語られている。

- ・ 係属中の裁判批判は許さないが確定後は許される
- 事実認定の批判は許されないが法律問題や量刑に関する批判は許される
- ・ 裁判官を非難することは許されない
- 「純然たる批判」は許されるが、そうでないものは許されない

¹⁰ 表現の自由の内容規制に関する違憲審査基準のひとつで、アメリカの憲法判例で用いられ理論化された。 次の3要件が満たされた場合に限り、表現行為を規制できる。

^{1.} 近い将来、実質的害悪を引き起こす蓋然性が明白であること

^{2.} 実質的害悪が重大であること

^{3.} 当該規制手段が害悪を避けるのに必要不可欠であること (wiki)

しかし、これらの論議は、すべて合理的な理由のないものである。許されない裁判 批判は、次の三種類に尽きる。

- 権力者の批判
- ・ 根拠のない批判
- ・ 不当・不法な方法による批判

これ以外の裁判批判は、すべて許されるものである。

第二節 限界を超えた批判への対策

【権力者の批判】

法律的、政治的に責任を追及する

【根拠のない批判】

- ・根拠のないことを立証して反駁する。
- ・名誉毀損罪を構成する場合には、法的に責任を追及することも許される
- ・根拠が誤っているか薄弱な場合には、反批判で是正するか、黙殺によって葬り去る

第三章 裁判批判の合法性・正当性・必要性

私人が正当な方法で行う裁判批判は、許されているだけでなく、法律の期待するところであり、実際的にも必要である。

第一節 法律上から

- 1. 直接の法律的基礎
 - ① 表現の自由

日本国憲法は、言論・出版・集会・結社その他いっさいの表現の自由を保障しているので、表現の自由の内在的制約の範囲内で、裁判批判の自由も保障されている。 表現の自由の内在的制約は「明白かつ現在の危険」の基準による。

② 裁判の公開

日本国憲法は、特別の例外を除き、裁判の公開を定めている。裁判の公開の内実は、傍聴の自由、報道の自由を含むが、公開しても批判を許さないというのならば、 裁判を公開する意味がない。したがって、裁判の公開の規定には裁判批判の自由が 含まれているということになる。

民事、刑事の裁判資料の公開も、憲法の精神に沿うものである。

③ 国民の裁判関与権

国民は主権者であり、立法・司法・行政の三権にわたり関与する権利をもつ。 憲法が定める最高裁判事の国民審査は、最高裁が司法において強大な権限をもつ ので、最高裁の独裁を防止するためのチェック機能をおいたからである。最高裁判 事の審査を国民が行うためには、日ごろより国民の間で最高裁判事の適格性に関す る批判的な議論が活発に行われていなければならず、またそのためには、下級裁判 所の判事に対する批判的な議論も行われていなければならない。

ところが、裁判批判を否定する目的で、国民審査を形骸化しようとする動きがある。昭和 27 年(1952 年)2 月 20 日の最高裁大法廷判決11が、国民審査に関して、

何等かの理由で罷免をしようと思う者が罷免の投票をするので、特に右の様な 理由を持たない者は総て(罷免した方がいいか悪いかわからない者でも)内閣が 全責任を以てする選定に信頼して前記白票を投ずればいいのであり、又そうすべ きものなのである。(若しそうでなく、わからない者が総て棄権する様なことにな ると、極く少数の者の偏見或は個人的憎悪等による罷免投票によつて適当な裁判 官が罷免されるに至る虞があり、国家最高機関の一である最高裁判所が極めて少 数者の意思によつて容易に破壊される危険が多分に存するのである)

などと判示しているのは、そのもっとも露骨な表現である。憲法 64 条、78 条の定める裁判官弾劾裁判の規定も、国民による司法に対するチェックを保障するものであり、これらの規定が正常に機能させるためには、活発な裁判批判が国民の間で行われていなければならない。

③ 裁判官の良心の義務

憲法 76 条 3 項の「裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ」とある。「独立して」とは他の指示に拘束されないという意味であり、「良心に従ひ」は積極的に良心的な裁判を行う義務を意味する。裁判官が良心に従うよう志向させるため、権力者が指導するのならば、裁判官の独立性が失われるから、国民の裁判批判を通じてこれを行うしかない。憲法 76 条 3 項の規定は、裁判官批判と対応しており、裁判批判は広義での裁判手続と見るべきだ。

2. 間接(究極)の法律的基礎

裁判批判の合憲性の究極の根拠は

- ・主権者である国民の国家権力行使に対する監視権
- ・国家権力の濫用による人権侵害に対する抵抗権
- ・国家公務員に対する監視権および任免権

といった民主主義国家の基本原理に帰着する。司法権は権力を構成する要素であり、司法が国民を圧迫する可能性は存在する。国民の権力に対する監視と批判と権力者の 反省によってこそ、世界人権宣言にいう、「人民が専制と圧迫に対する最後の手段に訴える」ことを防ぐことができるのである。

¹¹ 昭和 24(オ)332 最高裁判所裁判官国民審査の効力に関する異議

裁判批判が「裁判の威信」を損なうという理由で、裁判批判を否定することは、司法が無謬であると信じることか、司法が誤りを犯しても、国民はそれに目をつぶって服従しなければならないと考えるかのいずれかであり、何れも憲法の想定と異なるものである。裁判の威信は国民に由来するのであり、裁判所固有のものとしての裁判の威信を保持することは民主主義の否定につながる。

第二節 実際上から

裁判批判は実際上、次のような効果を達成できる。

- ① 裁判官の良心の刺激による公正裁判の維持と憲法・人権の擁護
- ② 裁判官・検察官その他の権力濫用の防止
- ③ 弁護活動の保証と一般国民の公正裁判協力
- ④ 国民の裁判に対する関心の高揚と民主主義精神の深化および普遍化

第三節 歴史上から

1. 裁判批判の自由のなかった時代の歴史的経験

江戸時代までは、裁判批判の自由どころか、身分の低いものが権力を批判することは禁じられていて、それだけで、死刑になることも珍しくなかった。明治維新後、西欧の法律を導入したが、裁判批判は禁止されていたために、裁判は不公正なもので、多数の被害者が出た。これは、裁判の公開と裁判批判が行われていなかったからである。

2. 裁判批判の自由の獲得以後の歴史的経験

日本国憲法の制定によって、裁判批判の自由が制度的には保障されたが、警察・検察・裁判所の人員は戦前から継続しているので、民主主義的な制度が運用によって骨抜きにされてきた。裁判批判によって、民主主義の実現をめざすべきである。